

尾張旭市宅地開発等指導要綱の整備基準を 令和 7 年 4 月 1 日に改正します

・実態に応じた整備基準への見直しを行うため、宅地開発等指導要綱を改正します。
関係者のみなさまにおかれましては、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いします。

主な改正点

側溝の整備基準の見直し

●これまでの開発実績を踏まえ、側溝の整備基準を見直します。

(尾張旭市宅地開発等整備基準 3 道路 (6)道路側溝)

【改正前】側溝の基礎には、敷モルタル 2 センチメートル以上、コンクリート基礎 1 0 センチメートル以上及び切込碎石 1 0 センチメートル以上を敷設すること。

【改正後】側溝の基礎には、敷モルタル 2 センチメートル以上及び切込碎石 1 0 センチメートル以上を敷設すること。なお、横断側溝の基礎には、コンクリート基礎 1 0 センチメートル以上を敷設すること。

集会施設の整備基準の見直し

●これまでの開発実績を踏まえ、集会施設の整備基準を見直します。

(尾張旭市宅地開発等整備基準 12 集会施設)

【改正前】開発事業等の計画戸数が 1 0 0 戸以上の場合は、敷地面積 1 6 0 平方メートル以上、床面積 8 0 平方メートル以上の集会施設を設置すること。なお、施設の内容については市長と協議すること。

【改正後】開発事業等の計画戸数が 1 0 0 戸以上の場合は、床面積 8 0 平方メートル以上の集会施設（集会所又は集会室）を設置すること。ただし、開発区域の周辺に公的貸館施設があり、開発区域内の住民が利用可能である場合など、地域の状況等から市長が必要ないと認める場合は、この限りでない。

(尾張旭市共同住宅等建築物整備基準 7 集会施設)

【改正前】5 0 区画以上の共同住宅については、床面積 6 0 平方メートル以上の集会施設を設置すること。なお、施設の内容等については、市長と協議すること。

【改正後】5 0 区画以上の共同住宅については、床面積 6 0 平方メートル以上の集会施設（集会所又は集会室）を設置すること。ただし、開発区域の周辺に公的貸館施設があり、開発区域内の住民が利用可能である場合など、地域の状況等から市長が必要ないと認める場合は、この限りでない。

尾張旭市役所 都市計画課 建築住宅係

電話 0561-76-8158（直通） ✉ tokei@city.owariasahi.lg.jp